

# お知らせ 高浜町内事業者様が使える給付制度について

- 新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、国及び高浜町において、事業全般に広く使える給付金の支給制度を用意しております。
- この資料は、高浜町内事業者様が使える4つの給付金等を一元的かつわかりやすく広報することを目的に、高浜町が作成したものです。  
※本資料で紹介する給付金以外にも、国、県等が用意する支援メニューがあります。

## 本チラシで紹介する3つの給付金

	給付金名	給付主体	申請期間	詳細
①	高浜町新型コロナウイルス 中小企業応援給付金 ※ 卸売業、小売業、 宿泊業、飲食サービス業向け	高浜町	令和2年5月11日～ 令和2年9月30日	→ P2
②	高浜町内事業者持続化給付金 ※ 全業種向け	高浜町	令和2年5月11日～ 令和3年1月29日	→ P3
③	持続化給付金 ※ 全業種向け	国	令和2年5月1日～ 令和3年1月15日	→ P4
④	高浜町内夏期観光事業者支援金	高浜町	令和2年8月3日～ 令和3年1月29日	→ P5

各給付金は、併用していただけます。なお、給付金は課税収入となります。

## その他の事業者向け支援について

支援制度名称等	窓口	問合せ先
販路開拓支援事業補助金 (テイクアウト包装容器補助)	高浜町 産業振興課	0770(72)7705 平日8:30～17:15
経営相談・資金繰り対策・利子補給制度など	高浜町商工会	0770(72)0226
中小企業、小規模事業者の資金繰りに関すること・経営安定化資金	福井県産業政策課	0776(20)0373
解雇や休業、雇用調整助成金等に関すること	福井労働局 雇用環境・均等室	0776(22)3363

# ① 高浜町新型コロナウイルス中小企業応援給付金(高浜町)

## 給付額

→ 通常2～3週間程度で入金

法人・事業主ともに最大**100万円**

ただし、以下に掲げる金額のうち、いずれか低い金額を上限とします。

■ 令和2年3月から令和2年9月までに受けた融資実行額※1の10%

■ 前年の総売上(事業収入)ー(対象月※2の売上×12ヶ月)

※1 下記要件に掲げる融資実行額に限る。

※2 対象月:令和2年3月から令和2年9月の期間のうち、前年同月比で売上が50%以上減少したひと月

## 給付対象の主な要件

- 高浜町に本社を置く法人または高浜町に住所をもつ個人事業主であること
- 令和2年3月から令和2年9月までに、次に掲げるいずれかの制度を活用し、運転資金の融資を受けた事業者(右記②で確認)
  - 経営安定関連保証(セーフティネット保証4号・5号)を利用した融資
  - 危機関連保証を利用した融資
  - 新型コロナウイルス感染症特別貸付
  - 新型コロナウイルス感染症対策マル経融資
  - 高浜町中小企業振興資金融資のうち、新規融資分(既存の融資分からの借り換えは不可)
- 日本標準産業分類のうち、次に掲げるいずれかの業種を営む事業者
  - 分類I卸売業、小売業(50～61)
  - 分類M宿泊業、飲食サービス業(75～77)
- 令和2年3月から令和2年9月のうち、いずれかひと月の売上が、前年同月比で50%以上減少していること(右記③、④で確認)

## 準備が必要な書類

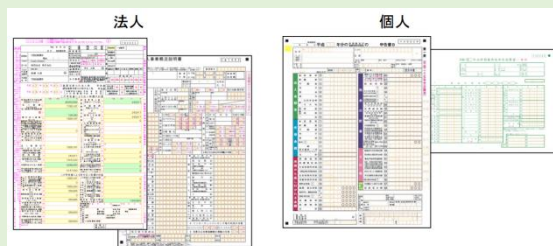
### ①申請書及び誓約書

※高浜町HP→新型コロナウイルスに関する情報  
→事業者労働者向け情報 より必要書類をダウンロード

### ②融資実行を証する書類

### ③2019年(法人は前事業年度)の確定申告書類

※個人事業者の方で提出できない場合は、町民税、県民税の申告書類の控えで代用できます。



### ④売上減少となった令和2年3月から令和2年9月のうちのひと月の売上台帳の写し



### ⑤通帳写し

### ⑥(個人事業者のみ)みなさま身分証明書写し

※このほかの書類が必要となる場合があります。

## 申請期間

令和2年5月11日から令和2年9月30日まで

## 申請方法

郵送 または 持参(予約制)

## 申請窓口

高浜町産業振興課 0770-72-7705(平日 8:30～17:15)

〒919-2225 高浜町宮崎86-23-2

## 誓約事項

以下の2点について誓約が必要です。

- この給付金の元となる融資について、2年間は繰り上げ償還をしないこと
- 繰り上げ償還があった場合は、この給付金全額を返納すること

# ② 町内事業者持続化給付金 (高浜町)

## 給付額

→ 通常2～3週間程度で入金

## 法人・事業主ともに最大30万円

ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)－(対象月※の売上×12ヶ月)

※対象月:前年同月比で売上が30%以上減少した2020年中のひと月

## 給付対象の主な要件

- 高浜町に本社を置く法人または高浜町に住所をもつ個人事業主であること
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年中のひと月の売上が前年同月比で30%以上減少している事業者(右記②、③で確認)
- 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者(右記①、③で確認)
- 法人の場合は、
  - 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
  - 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者であること

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。  
※給付は上限額に達するまで複数回可能です。  
※詳細は、申請要領等をご確認ください。

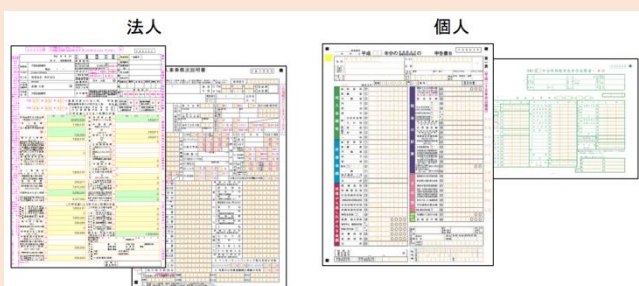
## 準備が必要な書類

### ①申請書及び誓約書

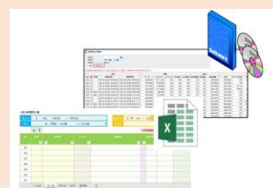
※高浜町HP→新型コロナ対策ウイルスに関する情報  
→事業者労働者向け情報 より必要書類をダウンロード

### ②2019年(法人は前事業年度)の確定申告書類

※個人事業者の方で提出できない場合は、町民税、県民税の申告書類の控えで代用できます。



### ③売上減少となった2020年中のひと月の売上台帳の写し



### ④通帳写し

### ⑤(個人事業者の方)身分証明書写し

※このほかの書類が必要となる場合があります。

## 申請期間

令和2年5月11日から令和3年1月29日まで

## 申請方法

郵送 または 持参(予約制)

## 申請窓口

高浜町総合政策課 0770-72-7711(平日 8:30~17:15)  
〒919-2225 高浜町宮崎86-23-2

# ③ 持続化給付金 (国)

## 給付額

→ 通常2週間程度で入金

法人は最大200万円、個人事業主は最大100万円

ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)ー(対象月※の売上×12ヶ月)

※対象月:前年同月比で売上が50%以上減少した2020年中のひと月

## 給付対象の主な要件

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年中のひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者(法人及び個人事業主)  
(右記①、②で確認)
- 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者  
(右記①で確認)
- 法人の場合は、
  - 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
  - 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者であること

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

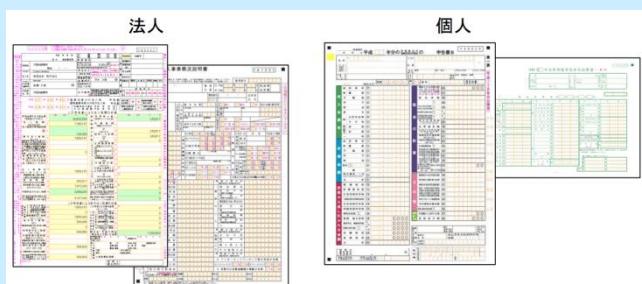
※給付は1回限りです。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。

## 準備が必要な書類

### ①2019年(法人は前事業年度)の確定申告書類

※個人事業者の方で提出できない場合は、町民税、県民税の申告書類の控えで代用できます。



### ②売上減少となった2020年中のひと月の売上台帳の写し



### ③通帳写し

### ④(個人事業者の方)身分証明書写し

※このほかの書類が必要となる場合があります。

## 申請期間

令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

※電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

## 申請方法

持続化給付金の申請用HPからの電子申請

## 相談窓口

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183(平日・休日 9:00~19:00)

# ④ 町内夏期観光事業者支援金(高浜町)

給付額

→ 通常2～3週間程度で入金

- 最大50万円(複数業種の場合は最大100万円) ・ただし事業種ごとに要件充足が必要
- 前年7・8月の売上合計から本年7・8月の売上合計の減少分の一部

## ■支援金の計算方法

(前年の7・8月売上※合計－本年の7・8月売上※合計)×20%

※対象業種分の売上額

## 給付対象の主な要件

- 高浜町に事業所をもつ中小企業法人および個人事業主
- 海水浴場を開設しないことにより、対象業種の売り上げについて、2020年7月と8月の売上合計が前年同月合計比で50%以上減少している事業者  
(右記②、③ほかで確認)
- 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者  
(右記①、②で確認)
- 対象業種:夏期観光関連業種とします  
宿泊業  
飲食サービス業(浜茶屋含む)  
飲食料品小売業  
駐車場業

※詳細は、申請要領等をご確認ください

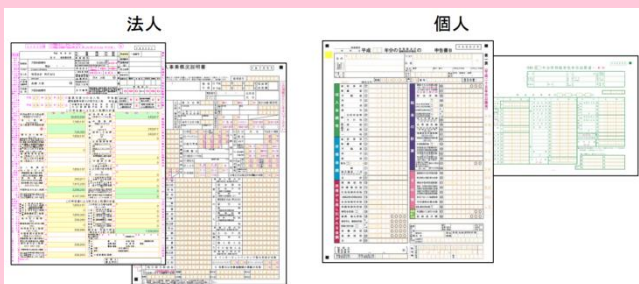
## 準備が必要な書類

### ①申請書及び誓約書

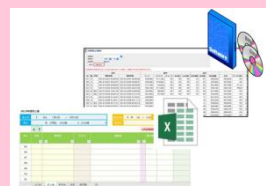
※高浜町HP→新型コロナ対策ウイルスに関する情報  
→事業者労働者向け情報 より必要書類をダウンロード

### ②2019年(法人は前事業年度)の確定申告書類・税務申告書類・町で定める様式ほかで、7・8月の対象業種の売上が確認できるもの

※個人事業者の方で提出できない場合は、町民税、県民税の申告書類の控えで代用できます。



### ③売上減少となった2020年7・8月の売上台帳の写し



### ④通帳写し

### ⑤(個人事業者の方)身分証明書写し

※このほか営業許可書など必要となる場合あり。

## 申請期間

令和2年8月3日から令和3年1月29日まで

## 申請方法

郵送 または 持参

## 申請窓口

高浜町産業振興課 0770-72-7705(平日 8:30~17:15)

〒919-2225 高浜町宮崎86-23-2

申請についてのご相談や書類整理については、若狭高浜観光協会または高浜町商工会にお問い合わせください。